

所定疾患施設療養費の算定状況

2020年度算定状況（2020年7月～2021年6月）

疾病名	年月	20年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
肺炎	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	件数	7	5	5	5	3	8	4	4	3	2	3	3	52
	日数	49	35	35	35	21	56	28	28	21	14	21	7	350
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7
蜂窩織炎	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7

算定要件

1、対象となる入所者は次のいずれかに該当する者であること。

- イ 肺炎
- ロ 尿路感染症
- ハ 带状疱疹
- ニ 蜂窩織炎

2、所定疾患施設療養費の算定について

- (1) 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射処置等の内容等（近隣の医療機関と連携し実施した検査等を含む）を診療録に記載している。
- (2) 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該入所者に対する投薬、検査、注射等の実施状況を公表している。
- (3) 当該会議保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している。